

明治日本の海外移民、移住・殖民政策と南進論 — 南洋、南方アジアを中心として —

丹野 勲

はじめに

日本の南洋・南方への海外進出の歴史は古く、安土桃山時代から江戸時代の初期にかけて、タイ、ベトナム、フィリピンなどの南洋アジアの各地に日本人町が生まれた。しかし、その後、江戸時代のいわゆる鎖国政策で後続をたたれて、南洋の日本人町は消滅した。

明治以降の日本の海外発展の先駆は、1968(明治元)年の153名のハワイ日本移民で、それは日本移民の元祖であると言える。日本の海外への移住は、この明治元年にいわゆる「元年者」が農業労働者としてハワイへ渡航したことをもって嚆矢とする。そして、このハワイ向けに源を発した日本の移住の流れは、明治の中頃からアメリカ本土に指向され、やがて1908(明治41)年にはブラジル移住がはじまり、南方アジア、南洋諸島などの移民が増え、大正末期から昭和の初めにかけては最盛期となった⁽¹⁾。

本稿では、明治期の日本の主に南洋・南方アジア、およびハワイへの日本人移民と、南方への移民、移住・殖民政策と南進論・南進思想について考察する。

第1章 明治の移民・殖民政策と海外移民

1. 鎖国令の解除—渡航差許しの触達からの海外移民

日本人の海外渡航は江戸時代の寛永年間にはいり制限が強化され、1636(寛

永3)年に、いわゆる鎖国令により一切禁止された。それ以来、江戸期の200年以上もの間、長崎出島でのオランダ貿易・中国貿易、対馬の朝鮮貿易を例外として、外国との交易や日本人の海外渡航が禁止された。

この鎖国令が解除されたのは幕末の1866(慶応2)年4月に出された渡航差許しの触達である。その内容は「向後、学科修業又は商業のため海外諸国へ相越したき志願の者は、願出次第、御差許し相成るべく候」とある。この渡航差許しの触達の出た直後、外国の要求により、在留外国人の雇人となっている日本人の海外渡航および外国船に日本人が作業員として乗り込むことが認められ、日本人の海外移住の原形が生れることとなった。この渡航差許しの触達は、外国人が帰国したり他国に転住したりする場合に日本人の雇人を帯同するということが本来の主旨であったが、その後これが拡大解釈され、外国人は日本に滞在するにも拘らず日本人だけを渡航させるという方法が行なわれるようになった。事実上の日本人の移住の斡旋である⁽²⁾。明治維新以降に、日本人の移住・移民が始まったのである。

2. 明治元年の日本人のハワイ移民

1860(万延元)年、アメリカ領事館員として来日したヴァンリード(E.M.Van Reed)は、日本人の移住の斡旋も行い、彼は、「アメリカへ学問修業、交易、又は見物遊歴に渡航されたき者は、随分御世話申すべく候」という新聞広告さえ出している⁽³⁾。ヴァンリードは、横浜の居留地で「もしも草」という新聞を主宰した⁽⁴⁾。

明治元(1868)年の日本人のハワイ移民、およびその後のグアム島移民もこのヴァンリードの手になるものであった。グアム島移民42人の日本出帆は1868(明治元)年5月2日、ハワイ移民153人は同年1868(明治元)年5月17日に横浜を出港している。

こうして1868(明治元)年に始まった海外移住もこの最初の2つのグループの移民が悲惨な結果に終わったこと、および1872(明治5)年に起ったマリアルス号事件の影響で明治政府の海外移住に対する警戒心が強くなり、移民は事実上中断された。しかし、諸外国、特にハワイからの強い日本移民に対する要求や、国内状況の変化もあり、政府も海外移住に対する禁止的姿勢を緩和せざ

るを得なくなり、1883（明治16）年オーストラリア木曜島の真珠貝移民37人が契約期間も短かく待遇もよかったことから許可されたのを契機に、1884（明治17）年4月23日政府はハワイの駐日公使C.B・イアウケアに日本人渡航に関する承諾書を手交した。これに基づいてハワイへの官約移民が開始され、組織的な海外移住が軌道に乗り始めた。

3. ゲアム島移民

1866（明治元）年にゲアム島移民として日本を出発した42人は、現地での過酷な労働、賃金の不払い、劣悪な食事等により、病死する者が続出し、仕事を脱出した者も乞食同前の生活を余儀なくされ、辛うじて生きのびた28人だけが、1871（明治4）年から1872（明治5）年にかけて日本に帰国した。渡航者の30%以上の者が現地で死亡したこととなる⁽⁵⁾。

4. フィージー島移民

1894（明治9）年、フィージー島の砂糖キビ労働者として移住した305人の日本移民は脚気、赤痢、その他の患者が続出し、この移住を取扱った吉佐移民会社は翌年全員を引取らざるをえなかったが、現地での死亡者81名、船中死亡25名、帰国死亡5名という結果に終わった⁽⁶⁾。

5. オーストラリアの真珠貝移民

1883（明治16）年にオーストラリアの木曜島に真珠貝移民として37人が移住した。契約期間も短かく待遇もよかったことから許可された⁽⁷⁾。

このオーストラリアへの日本移民は、トレス海峡において真珠貝の採取に従事した。その後、1888（明治21）年に、クイズランドにおいて砂糖キビ栽培の労働者として日本人移民約100名が移住した。

6. 明治期の日本人の移民の推移

明治初年から30年代迄の年代別、地域別渡航者数は図表1のとおりである。

これによると、明治前期では日本人移民は、ハワイや北米が中心で、1885（明治18）年頃から急激に増加した。東南アジアを中心とした南方への日本人移

図表 1 年次別、地域別、邦人移民数（明治30年代末まで）（単位 人）

年次 国別	1868～1880 明治元年～13年	1881 明治14年	1882	1883	1884	1885	1886	1887 明治20年	1888	1889	1890	1891 明治24年	1892	1893
北米等	901	55	65	59	284	2,271	1,303	2,354	4,065	4,843	5,151	8,813	4,869	7,877

年次 国別	1894 明治27年	1895	1896	1897 明治30年	1898	1899	1900	1901 明治34年	1902	1903	1904	1905	1906	合計
北米等	6,312	3,948	11,799	8,064	16,929	30,397	15,609	5,841	15,443	9,965	10,263	11,794	29,579	218,823
中南米	—	—	—	—	—	791	1	95	83	1,710	1,261	346	6,325	10,612
東南アジア	—	—	—	—	—	166	1,148	554	393	2,380	3,139	1,192	220	9,192
計	6,312	3,948	8,064	16,929	31,354	16,758	6,490	15,919	14,055	14,663	13,302	36,124	36,124	238,627

出典：外務省領事移住部『わが国民の海外発展資料編』、1971年、138頁

民は、1899（明治32）年頃から始まり、1903（明治36）年から急激に増加している。同じように、中南米への移民も、1899（明治32）年頃から始まり、1903（明治36）年から急激に増加している。明治末期の1906（明治39）年では、ハワイや北米への移民数は29,579人、中南米への移民数は6,325人、東南アジアへの移民数は220人であり、合計すると日本人移民の数は36,124人であった。

第2章 移民会社の設立・発展と移民保護規制

1. 移民保護規制と移民会社の設立

明治の20年代頃になると、日本からの移民が増え、日本人の海外渡航は急激に増加した。1891（明治24）年12月、日本で最初の移民会社といわれている「吉佐移民合資会社」が設立された。1992年（明治25）年2月には明治移民株式会社が、同年12月には横浜移民会社、1994（明治26）年2月には海外殖民合資会社が設立された。移民の募集又は周旋を業とする移民会社は、その後急速に増えたが、中には渡航斡旋料のみを目的とし、移民に対する義務を履行しない業者もあった。こうした状況に対処するために、当時の外務・内務両省は、法規制などを設けた。すなわち、「移民保護規則」（明治27年4月12日）、「同施行細則」（同年、外務省令第六号）などである。これらは、後に「移民保護法」と「同施行細則」（明治29年4月）に改められた⁽⁸⁾。

1894（明治27）年に施行された「移民保護規則」は以下である⁽⁹⁾。

第一条 本令に於て移民と称するは労働を目的として外国に渡航する者を言ひ、移民取扱人と称するは何等の名義を以てするに拘らず、移民を募集し又は移民の渡航を周旋するを以て営業となす者を言ふ。

前項労働の種類は外務大臣、内務大臣協議して之を定む。

第二条 移民は旅券を携帯すべし。

第三条 移民にして帝国と条約を締結せざる国の領地に移住せんとする者、又は移住すべき地の国法に違反して移住せんとする者には旅券を下附せざることを得。

第四条 移住すべき地の情況に因り必要と認むるときは、旅券を下附するに当り移民取扱人に依らざる移民をして二人以上の身元引受人を定めしむることを得。

身元引受人は疾病其他困難の場合に於て移民を救助し、又は帰国せしむるの資力ありと地方長官に於て認めたる者に限る。

第五条 移民取扱人たらんと欲する者は地方長官を經由し、内務大臣の許可を受くべし。

第六条 移民取扱人は地方長官に保証金を納めたる後にあらざれば移民を募集し、又は移民の渡航を周旋することを得ず。

第七条 前条に掲ぐる保証金は一万円以上とし、地方長官、内務大臣の許可を得て之を定む。

第八条 移民取扱人は移民の渡航を周旋するに当り、移民との間に書面契約を為すべし。

前項契約に関する条件は予め地方長官の認可を受くべし。

第九条 前条の条件中には左の事項を具ふることを要す。

一、契約年限

二、渡航周旋料

三、疾病其他困難の場合に於て救助、又は帰国の手続

第十条 移民取扱人、又は代理人は渡航周旋料の外何等の名義を以てするを問はず、移民より手数料を受くことを得ず。

第十一条 移民取扱人は其取扱に係る移民の旅券願書に署名すべし。

既に旅券を受けたる移民を取扱ふときは、旅券を下附したる官庁に旅券を添へ其旨を申出で承認を受くべし。

第十二条 移民取扱人又は代理人は、移民として渡航する者にあらざれば其周旋、又は募集を為すことを得ず。

第十三条 移民取扱人は、他人をして其業務を代理せしむるときは、地方長官に予め其人名を申出で認可を受くべし。

第十四条 移民取扱人にして法律命令に違反して其業務を為し、又は保証金の填補を遅滞し、又は其許可を取消すことを得。

第十五条 移民にして外国にある帝国官庁の保護を出願するの必要あるときは、旅券を差出して其身元を証明すべし、移民取扱人に依りたるときは、移民取扱人との契約書をも差出すべし。

第十六条 移民地又は移民地に於て執るべき業務を詐り旅券を得たる者、及旅券を携帯せずして渡航したる者は、二円以上二十円以下の罰金に処す。

第十七条 移民取扱人にして第六条、第八条、第十一条及第十三条に違反したるとき、又は本令に違反したる移民なることを知りて其周旋若くは募集を為したるときは、十円以上百円以下の罰金に処す。

第十八条 何等の名義を以てするに拘らず移民取扱人たるの許可を受けず、若くは営業停止中に移民の募集又は其渡航の周旋を為したる者は、二十円以上二百円以下の罰金に処す移民取扱人又は代理人にして誘惑の手段を以て移民を募集し、又は其渡航の周旋を為したる者は前項の罰金に処す。

第十九条 前二条は商事会社にありては其各条に掲ぐる所為を為したる業務担当の任にある社員又は取締役之を適用す。

附則

第二十条 本令施行前より官庁の公認を経て移民取扱の營業を為す者は、本令施行の日より三ヶ月間は第五条、第六条の規程に拘らず、其營業を繼續することを得。

前項の營業者にして前項の期間後尚其營業を繼續せんとする者は、同期間中に本令により更に許可を受くべし。

第二十一条 本令は帝国と締結したる特別条約に基き渡航する者、及其取扱人に適用するの限りにあらず。

第二十二条 本令施行の爲め必要なる細則は外務大臣、内務大臣協議して之を定む。」

この保護規則に伴う施行細則は、同年1894（明治27）年4月18日に公布された。その施行細則第一条で、保護規則第一条に記されている「労働の種類」を以下のように規定している。

一、耕作、漁業、鋳業、土木建築、運輸、その他の製造業に従事し、労力を供給するもの。

一、炊事、給仕のため家事に使役せらるるもの。

これらの規定から、当時の移民取扱人は、このような労働に従事するもの以外の渡航を斡旋してはならないとした。

また、移民保護規則第四条の「移民取扱人に依らざる移民をして2人以上の身元引受人を定めしめる」と規定された、移住地は、アメリカ、カナダ、豪州、ハワイであるとしている。

移民会社の収入源は移民からの斡旋（周旋）手数料である。一人でも多く出した方が利益が多くなる。そのため、場合によっては甘言をもって人数をふやす結果となる。困るのは移民である。この弊害をたくすため、移民取扱人の資格条件を審査し、取締ろうというのがこの法律のねらいである⁽¹⁰⁾。

図表2 明治から昭和までの移民取扱人に依る者

期 間	移民取扱人によるもの(A)	移民取扱人によらざるもの(B)	計 (A+B)	比 率 (A/(A+B))%
1898(明31)～1907(明40)	140,955	47,560	188,515	74.8
1908(明41)～1918(大7)	53,280	103,884	157,164	33.9
1919(大8)～1935(昭10)	164,624	122,845	287,469	57.3
計 1898～1935(明治31～昭10)	358,859	274,289	633,148	56.7

(出所：海外移住事業団『海外移住事業団十年史』、6頁。

2. 移民会社の成長と発展

移民会社は、1896（明治29）年に制定された「移民保護法」に規定された「移民取扱人」に該当するものである。この「移民保護法」では「移民を募集し又は其の渡航を周旋するを以て営業と為す者」と規定され、その多くが法人組織をとったため移民会社と呼ばれた。横浜、神戸などの旅館業者で、海外移住者の周旋（斡旋）や手続などを業としたものは、かなり以前から存在していたらしいが、前述したように1891（明治24）年12月12日創立された日本吉佐移民合名会社が、移民会社の元祖といわれている。日本吉佐移民会社は、設立の翌年の1892（明治25）年1月、フランス領ニューカレドニアのニッケル会社、ラ・ソシエテール・ニッケル（本社パリ）に、約600名の鉱山および製鉱労働者を送ったのが、移民会社による最初の移民とされている⁽¹¹⁾。

図表2は、1898（明治31）年から1935（昭和10年）までの時期で、日本人移民が移民取扱人に依る者か否かを調べた統計である。この統計は、1937（昭和12）年12月拓務省拓務局作成の「海外移住統計」の中の「移民取扱人別本邦海外移住者員数表」によるものである。これによると、明治年代の移住者の約75%が移民会社の手によって送出されている。明治期では、移民会社が移住者送出に大きな役割を果たしていたことがわかる。

この移民保護法に基づいて設立した移民・殖民会社は、1891（明治24）年から1920（大正9）年までの時期では延べ50社を越す。移民・殖民会社は、1897（明治30）年では13社、1903（明治36）年では36社、1906（明39）年では30社である。しかしその後整理統合が進み、1909（明治42）年には10社と減少し、1917（大正6）年には5社あったうち、4社が統合され2社となり、1920（大正9）年にはその2社が統合され、海外興業株式会社1社だけとなった⁽¹²⁾。

これで分るように、移民会社が濫立したのは1902（明治35）年前後である。このため日露戦争をはさんで、1899（明治32）年には31,354人、1906（明治39）年には36,124人という移住者送出の大きなピークを作っている。なお、これらの移民会社のほとんどは1907（明治40）年から1909（明治42）年にかけて廃業している。これは移住先国の受入態勢の事情、例えば、1905（明治38）年のフィリピンのベンゲット道路工事完了、1907（明治40）年のアメ

リカ、カナダの紳士協約やルミュー協約による移民・移住制限などのためである。

3. 海外興業株式会社

このようにして移民会社の活躍の場は狭まり、弱小移民会社は廃業したが、1917（大正6）年に、残存移民会社を統合しようという動きになった。このような状況の下で、海外興業株式会社は、1917（大正6）年、政府の主導のもとで東洋移民、南米殖民、森岡移民、ブラジル拓殖、日本殖民、日東殖民が合併して設立された。さらに、1920（大正9）年、森岡真（森岡移民）を吸収合併して、日本で国唯一の移民・殖民会社となった。

海外興業株式会社の業務は、①移民・植民の取扱、②移民・植民に対する金融、③海外における植林地経営、動産不動産売買、農業牧畜業、水産業、鉱業、生産物の加工、土木建築請負、その他の工業、新聞などの事業に対する投資、④外国の国債、債券、海外会社などへの株式等の投資、⑤海陸運送、運送取扱、⑦前各号に附帯する事業、という広汎なものであった⁽¹³⁾。

1917（大正6）年から1934（昭和9）年まで18年間に取扱った移住者の数は162,436人という多さである。その内訳は、ブラジル行移民134,230人、その他各地への移民20,976人、海外移住組合連合会などの受託輸送分のブラジル行移民7,230人である。海外興業株式会社は、東京に本社を構え、事務所として国内海外の神戸、ブラジル、リベロンプレート、ペルー等に拠点があった。直営事業として、南米を中心にイグアペ植林地（レヂストロ、セッテ・バラス、面積76,855町歩、植民6,935人）、アニューマス農場（1,449町歩、在耕者518人）、サンパウロ農事実習場（252町歩、エメボイ土地部、分譲用土地619町歩）、コロンビア植民試験地（96町歩）などがあつた。また、投資事業として、ペルー棉花株式会社（投資額108,000円）、海南産業株式会社（在ダバオ、投資額2,113,700円、融通額210,275円）などがあつた。さらに、出資会社として、南洋興発株式会社（出資額312,500円）、熱帯産業株式会社（出資額25,000円）、南米土地株式会社（出資額52,500円）、南米拓植株式会社（35,000円）などがあつた。

第3章 明治期の移民・殖民思想と南進論

1. 明治期の移民・殖民思想

明治初期初めの明治元年から明治20年頃までの移住論議では、海外移住より北海道などへの国内移住が主として論じられていた。海外移住については、その目的は個人の資産増殖と先進国農法の習得にあると考えられた。その代表的なものとしては、1885（明治18）年ハワイ移住が再開された時の井上外務卿の見解がある。「井上伯はハワイ出稼人の貯蓄に熱心にして、わが領事館をしてこれが取扱いの任に当らしめ、ハワイ政府と契約して各雇主より出稼人の給料の2割5分を毎月領事館に送付することとしたり」また、「3年契約にてわが農民をハワイに送り欧米式農業法を実習し、秩序的労働を与え、かつ、相応の貯蓄を携え帰国せしめ、東に代員が送ることとせば、10年の後にはわが農村の労働方法大いに改良せうるべし」とある⁽¹⁴⁾。

明治20年代になると、日本の移住思想は、従来の北海道植民を中心とする国内移住論から、海外移住論へ転換、発展していった時代である。その要因は、日本の人口問題—特に過剰人口—にあった。また、その頃の時代精神の反映もあり、積極的な海外発展策の一つとしての移住も鼓吹された⁽¹⁵⁾。

明治期に移民・殖民思想と南進論に大きな影響を与えた人物は誰であろうか。

1942（昭和17）年に出版された本庄栄治郎『先覚者の南方経営』によると、明治期の南方進出に関する代表的な著書、論文として、志賀重昂の『南洋時事』、菅沼貞風の『新日本図南の夢』、田口卯吉の「南洋経略論」、樽井藤吉の『大東合邦論』、副島八十六の「南方経営論」、竹越與三郎の『南国記』の計6篇が選出されている⁽¹⁶⁾。矢野暢（1979）『日本の南洋史観』では、明治期の南進論者として以下のような7人の人物とその代表的作品を挙げている⁽¹⁷⁾。菅沼貞風『新日本の図南の夢』明治21年（執筆）、田口卯吉『南洋経略論』明治23年、服部徹『南洋策—1名南洋貿易及殖民』明治24年、稲垣満次郎『東方策』明治24年と『東方策結論草案』明治25年、鈴木経勲『南洋探検実記』明治25年、『南島巡航記』明治26年（田口卯吉、井上彦三郎と共著）、および『南洋風物誌』明治26年、竹越與三郎『南国記』明治43年である。

本稿では明治期の南方進出に大きな影響を与えた人物として、明治の政治家として榎本武揚と大隈重信を、思想家・学者として志賀重昂、田口卯吉、菅沼貞風、服部徹、樽井藤吉、竹越興三郎、を取り上げる。

2. 榎本武揚と大隈重信

明治の日本に海外への殖民・移民に目を向けた人物として榎本武揚がいる。榎本武揚は周知のように幕末、明治の大政治家である。榎本武揚は幕末志士という側面で著名であるが、日本での殖民思想の推進、メキシコ榎本移民、殖民協会の設立などで日本の海外進出に大きな貢献をした⁽¹⁸⁾。

榎本武揚は、明治20年代、単に人口過剰になるから国外に出よ、という消極論ではなく、積極的な殖民主義を唱えた。1893（明治26）年、榎本武揚が外相を辞めて殖民協会を設立した時の主張によると、「移植民の事業は単に人口の緩和に資するのみならず、航海事業を隆盛ならしめ、輸出を奨励し、兼ねて工業を振作し通商を繁盛にする媒介となり、さらに、国民の対外精神を高揚して其気宇を弘廓にし、且つ、新知識を輸入し、以てわが国の人心を一変すべき開国政略の一大要務である」と述べている⁽¹⁹⁾。

明治を代表する政治家である大隈重信も、『日本民族膨張論』（明治43年）という著書において、日本人の平和的な海外進出を提唱している。

「日本民族は宜しく世界の至る所に出掛けて行って、商店を開き、事業を経営するのがよいではないか。斯くして日本民族が平和的膨張をなすに於ては、海外貿易は盛大となり、製造工業は勃興し、その結果海上運輸は頻繁を呈し、航海事業は勢い隆盛を極むるに至るは、今より断言して誤まらざる所であると思う。……今や日本は、東洋に於ける文明の模範となり、又、世界的文明の潮流に乗じて、膨張発展の端緒を開いたのである。……日本民族が自由に安全に働くことが出来るとすれば、それが帝国の領土たると領土たらざるとは毫も痛痒を感じざる所であって、日本民族は唯だ天然の富源のある所に往って働くことが出来ればよいではないか。」と述べている⁽²⁰⁾。

3. 志賀重昂

明治の代表的な南進論の人物として地理学者・著述家である志賀重昂（しげ

たか) がいる。志賀重昂は、幕末の1863(文久3)年11月15日、三河の岡崎で生まれた。彼は、1874(明治7)年、東京の芝の攻玉社で学び、1878(明治11)年に東京大学予備門に入学、1880(明治13)年に札幌農学校に入り、1884(明治17)年に同校を卒業した。札幌農学校を卒業すると、長野県立松本中学校教諭になり、植物学を教えたが、まもなく退職して上京し、1886(明治19)年、海軍兵学校練習船「筑波」の乗船を許され、約10か月にわたって南洋群島、オーストラリア、ハワイなどを視察した。その時の航海の見聞をまとめたものが、1887(明治20)年出版された『南洋時事』である。この本は、志賀重昂にとっては処女出版であったが、『南洋時事』という著作は、南洋地域・地理の紹介、移住論として当時の日本で話題となった。1888(明治21)年には杉浦重剛、三宅雄二郎(雪嶺)らと政教社を創立し、雑誌『日本人』の編集に携わった⁽²¹⁾。

志賀重昂は、『南洋時事』において、ハワイにおける第1回の日本人移住者について以下のように記している⁽²²⁾。

「本官巡回の際、第一回の渡航の一農夫に就き其の職業の難易を質問せしに答て曰く、耕地の働作は概して日本より容易なり。今其の一二の証拠を掲げんに、第一肥料を用いず(各耕地共甘蔗の培養は多く澆水の一法に由る。)第二肩背を勞せず(耕地の運搬到处牛馬を使用す。)第三日曜日の休業あり第四夜業なき等是なり。然れども蔗葉を剥去するを、労働定時間内休息する能はざるの二事は当初不慣の輩に於て言べかざるの困難を覚ゆるなり。」

以上のように、志賀重昂は、第1回のハワイ移民の聞き取りでは、農民の意見としては、耕地の耕作は概して日本より容易であるとしている。その証拠の第1は肥料を用いなくてよいこと、第2は運搬が牛馬を使用する為背負わなくてよいこと、第3は第3日曜日が休業があること、第4は夜業がないこと、としている。ただし、当初は労働に不慣れな者については休日や労働時間内に休息がとりにくいとしている。

志賀重昂は、『南洋時事』において、ハワイ移民の現状について日本移民の実態は風評の如く悪い条件ではないとし、以下のような移住論を展開している。

この志賀重昂の移民論は、明治時代の代表的考え方なので少し長いが紹介しておこう⁽²³⁾。

「(第一) 日本人民下等社会が其職業に就くを得ること。

日本にては人口多くして事業少なく、随つて下等社会が其職業を得るに困むるなり。然ればこの輩がハワイのごとく労力の賃金高きなる箇所に移住して、その衣食住の欠乏を補充し漸くその得利を儲蓄して新事業を興起するに到れば、日本国のためには直接間接の利益あるものという可し。且甲去りてハワイに移住すれば、乙日本に在りてこれに代り、甲の事業を承継ぐことならん。且、ハワイに到りて高貴なる賃銀を得て漸く生計上に余綽を生じ、爲めに本邦の物産を取り寄せ盛んに之れを注文することなれば、丙も亦これが爲に新たに職業を得ることならん。すなわち一人の移住者は三人の利益となる都合なり。是れ予輩が、移住者の多からんことを奨説する所因なり。

因に云う、日本移住民は周年一日各十時間宛（午前六時より午後四時に到る）労働す可きものにして、その給料は每一人ヶ月銀貨九弗、別に食料六弗を支給す。但し日曜日ならびにハワイ国の大祭日は休業とす。

(第二) 日本下等社会に規律的の労働法を開導する事

労働法に規律無く時間の価値を弁知せざるは、日本農工商社会の通弊なり。「モー二（ふ）た疇（うね）しまつたら一服煙草をやら—ずか」とは是れ日本農夫の套語なり。西洋労働の法は然らば、規律と時間とを確定し肅として順序を棄さず。烟草喫飯は各其刻限を定め時間外にてこれを爲するを許さず、然れば日本の移住民は当初これに慣れずこれに習はず、時に或はこれが爲めに幾多の苦情を醸したりといえども、近時は漸くこれに熟しこれに慣れ西洋労働の法にも亦通曉するに到れると云う。語を易て謂へば此輩は海外に到て西洋労働法を実地に演習したる者なり。

然れば一般の西洋労働法を演習したる二千の役夫が三年の後漸く其法に慣熟して本国に帰り日本在来の労役社会に交て其業に就かば、必づや一般労役社会に絶大にして且有益なる変動を付与するならん、且後日我国有爲の事業家が此輩を使傭するに至れば、自他の利益蓋し尠少ならざる可し。是れ予輩はハワイ移住者の多からんことを奨説する所因なり。

(第三) 日本国の資本を増殖する事

日本移住民が一昨十八年一月初めてハワイに到り各共業務に服せしより、爾來総力纔かに二年に過ぎるも本邦に送付せし金額は業既に拾萬弗に上れり。且此輩がハワイ日本総領事の手を経てハワイ政府に付託したる預入金額も亦數萬弗に到れり。之を要するに一般人民は日本国内にて衣食住に窮迫し復た止む可からざるを以て竟にハワイに移住したるものなり。而して其利得する處を儲嬴すること業既に斯くの如し。語を易えて謂へば、此輩は日本にて博取す可からざる富貴をハワイにて博取したるものにして即ち日本の資本を増殖したるものなり。是れ亦予輩がハワイ移住者の多からんことを奨説する所因なり。

(第四) 日本下等人民に冒険進取の氣象を滋養し兼て其知識を増殖する事

一山一水ノ間に跼蹐して譚略極めて矮小に、險を冒かし危を蹈むの氣概無きものは、日本人民の短處なり。

然れば此の短處を矯正するも先づ海外遠征の氣象を滋養するにあり。是れ亦た予輩はハワイに移住を遣出するの議案に賛成する所因なり。

日本人民は又極めて海外の事情に暗く、これを知悉するもの特に尠し。然れば此輩をして海外に移住せしめ広く世界の事物に通曉せしむ可きことこれ今日の急務なり。これ亦予輩がハワイ移住者の多からんことを奨説する所因なり。

以上に於て予輩は吾国人が単にハワイに移住せんことを奨説せきもの雖も、予輩が常に鏡意熱心に我國の海外移住を奨説するものは、濁りハワイのみに非らざるなり。我同胞の海外到る處に移住遷徙せんことを切望するものなり。」

以上を要約すると、志賀の移民論は次のようである。

第1は、移民により海外に出れば、残った日本人が職業に就く機会が増えることである。日本は人口が多く、事業が少なく、職業を得るのは困難な状況にある。日本人の一人がハワイのような賃金の高い箇所に移住して、その衣食住の欠乏を補充し、利益を貯め、新事業を興せば、日本には直接間接の利益となる。つまり、1人ハワイに移住すれば、日本にいる1人が移住者の事業を引き継ぐことになる。さらに、移住者がハワイで高賃金を得て生計上に余裕が生じ、日本の物産を輸入するようになれば、日本の他の人も新たに職業を得ることができる。すなわち1人の移住者は3人の利益となる。

第2は、日本社会に西洋の労働法を知らしめることである。日本は、労働法の規律が無く、時間の価値をわきまえていない。西洋の労働法は、規律と時間とを確定し、それを厳守している。日本の移民が海外にでかけて、西洋労働法を習得して帰国し、日本で職業に就けば、必ずや有益なる変動を付与するであろう。

第3は、日本の資本を増殖することである。一昨年ハワイに移民が行ってわずか2年に過ぎないにもかかわらず、日本に送金した金額は十萬ドルを上回った。ハワイ日本総領事を経てハワイ政府に付託した預入金額も数万ドルとなった。ハワイで得たお金は、日本の資本を増殖したものとなる。

第4は、日本人に冒険進取の気性を滋養し、知識を増やすことである。日本人は、危険を冒すという気概が無いというのは日本人の短所である。しかれば、この短所を矯正するにはまず海外遠征である。また、日本人は極めて海外の事情に暗く、海外に移住し広く世界の事物に通曉することは今日の急務である。

以上が、日本人のハワイの移住を奨励する理由である。ハワイのみならず、日本人は、海外の到る処に移住することを切望する。

志賀重昂が「南洋時事」で展開した移住論は、素朴な移民奨励論であるが、明治期の典型的な移民論であろう。日本人が世界に出かけ、日本に帰国し、新しい知識や労働法、資本を得て、日本の過剰人口対策になるというのが、志賀の日本移民に対する意見である。

4. 田口卯吉

戦前日本の南進思想に大きな影響を与えた人物として、田口卯吉がいる。田口卯吉は、『日本開化小史』の著者として、また自由主義経済を唱え、『東京経済雑誌』を創刊したジャーナリストとして有名な人物である。

田口卯吉は、1890（明治23）年に南島商会という貿易会社を設立し、91トンの帆船天祐丸で、小笠原島から、グアム、ヤップ、パラオ、ポネビ諸島を巡航した。彼は、1890（明治23）年5月14日に品川から出航し、同年12月2日に横浜港に帰航するという、約半年間南洋諸島の航海を行い、貿易も試みた。このようなことは、当時としては極めて珍しいことであつた⁽²⁴⁾。この航海は、東京府士族授産金によって行われたものであつた。この南島商会は1890（明

治23) 年末にその事業財産を東京府士族会に譲渡し、南島商会は解散した。その後、主に南洋貿易を事業とする一屋商会、南洋貿易日置合資会社等が設立された。田口卯吉等が設立した南島商会が南洋貿易の先駆者であったことは注目に値する。田口卯吉は、その後南洋発展の必要を説いた。南洋の重要性について書いたものとして有名なのは、1890(明治23)年3月の東京経済雑誌の論稿「南洋経略論」である。以下で、この論稿を記してみよう⁽²⁵⁾。

『如今南洋諸島の事情は稍や世人の注目する所となれり。然れども未だ一人の鎮西八郎なく、1人の山田長政なし、是れ余輩の私に惜む所なり。

我日本人種の孤島の内に閉居したるや久し。故に余輩の幼時と雖(いへど)も我南方に当たりて如何たる島嶼の点在するを知らざりしなり。老人等皆余輩に教へて曰く南海極なしと。(中略)

是を以て開港以後已に三十余年を経過したる今日といへども、世間往々南洋を以て人類の行く能はざる一地方の如く思惟せるものあり。先覚の諸士は欧米諸州を巡行し世界を一週するを以て遠路とせざるなり。然るも尚ほ南洋諸島を以て天涯地角夢魂達し難きの地となせるもの少なからず。我当局の有志は白雪皚々たる北海道を開拓せんと欲して、巨万の財を散じつつあるなり、然り而して南洋の事に至りては一も訪ふ所なし。

欧州の政事家眼を我南洋諸島に注ぎ、之を経略せんと欲したると我鎖港の時にあり。彼の蘭人が台湾に注目したるは鄭成功が清に抗するの前にして、我天草一揆の耶蘇教を奉じて徳川氏に抗したるは実に呂宋の同宗徒が応援を爲すの約あるに出づ。爾來我は航海を禁じ、彼は之を勉む、故に今にして志を南洋に述べんと欲するは実に時機を失するの歎なきを得ざるなり。余輩熟ら南洋諸島の事情を聞くに、欧州諸国は夙に之を占領し、其の土人を征服し、其の国旗を公示して、以て其所属たること宣言せるもの多きが如し。去れば今日にして我邦人の之を占領するは事の最も難きものなりとす、豈に亦た惜しからずや。

然りと雖も欧州諸国は事実に於ては未だ十分に之を経営するの準備を爲さざるなり。何となれば彼れ実に他の地方に於て爲す所多ければなり。去れば南洋諸島は名称上に於ては大約既に欧州諸国の属国たりと世界に公言せらるること既に久しといへども、其実に至りては毫も其人民の移住するものなくして土民

は実に其酋長の支配を受くるものなり。

故に我日本人民にして土地を買入れんと欲するも、殖民を興さんと欲するも、通商貿易を行はんと欲するも、実に自由なり、制限する所なきなり。

凡そ赤道直下に位せる土地は大約豊饒にして、珍禽奇獸名木宝石に富み、且つ海産物に豊かなることは人の知る所なり。而して余輩の聞く所に因れば、南洋諸島実に然るが如し。彼のハワイに於て我移住民の利を得るを見ずや。南洋諸島は実にハワイに異ならざるなり。而し其土地の所有権未だ定まらざるもの実に多く、既に定まるものといえども之を得ること実に容易なり。我四千万の同胞は既に国内に於て遺利なきに苦しめり。我余分の人民を駆りて此豊饒の地に注ぎ、以て南洋経略の地を爲す亦た可ならずや。

余輩は嘗てしばしば明言せし如く我国防には海軍を以て主要となすものなり。而して此目的を達する方法たる敢て軍艦の多きを以て足れりとするにあらざ、我商業艦隊の増進するを以て永遠なる、堅固なる、且節儉なる国防と思惟するものなり。而して此商業艦隊を増進する方法豈夫れ南洋諸島の貿易を増進し、之に殖民を興し以て我日本国と此諸島との交通をして頻繁ならしむるに帰せざるを得んや。故に余輩は我日本同胞の奮起して志を南洋諸島に伸ぶるに至ことを希望するに於て殊に切なり。』

田口卯吉は、「如今南洋諸島の事情は稍や世人の注目する所となれり。然れども未だ一人の鎮西八郎なく、一人の山田長政なし、是れ余輩の私に惜む所なり。」と記し、南洋諸島は、注目される地域であるが、そこに進出する日本人はいないことを惜んでいる。「老人等皆な余輩に教へて曰く南海極なしと。」と記し、南海は、尽きることのない、限りがない地域であるとしている。

「是を以て開港以後已に三十余年を経過したる今日といえども、世間往々南洋を以て人類の行く能はざる一地方の如く思惟せるものあり。先覚の諸士は欧米諸州を巡行し世界を一週するを以て遠路とせざるなり。然るも尚ほ南洋諸島を以て天涯地角夢魂達し難きの地となせるもの少なからず。我当局の有志は白雪皚々たる北海道を開拓せんと欲して、巨万の財を散じつつあるなり、然り而して南洋の事に至りては一も訪ふ所なし。」と記し、南洋はまだ世間ではほとんど行かない一地方の観がある。南洋諸島は、なお生涯で行くのが難しい地で

あり、日本は北海道の開拓には巨額の投資を行っているが、南洋にはほとんど行かず、投資もないとしている。

「欧州の政事家眼を我南洋諸島に注ぎ、之を経略せんと欲したると我鎖港の時にあり。(中略) 余輩熟ら南洋諸島の事情を聞くに、欧州諸国は夙に之を占領し、其の土人を征服し、其の国旗を公示して、以て其所属たること宣言せるもの多きが如し。去れば今日にして我邦人の之を占領するは事の最も難きものなりとす、豈に亦た惜しからずや。」と記している。欧州諸国は南洋諸島に注目し経略したが、日本は鎖国となった。南洋諸島は、欧州諸国に占領され、現地人を征服し、植民地化された。そのため、今日では日本が占領するのは難しくなったとしている。

「然りと雖も欧州諸国は事実に於ては未だ十分に之を経営するの準備を爲さざるなり。(中略) 其実に至りては毫も其人民の移住するものなくして土民は実に其酋長の支配を受くるものなり。故に我日本人民にして土地を買入れんと欲するも、殖民を興さんと欲するも、通商貿易を行はんと欲するも、実に自由なり、制限する所なきなり。」と記し、欧州諸国は、南洋諸島に対していまだ十分経営する準備が整っておらず、移住する者もなく、現地人は酋長の支配を受けており、日本人が土地を購入することや殖民をすることや通商貿易を行うことは、実に自由で制限するところはないとしている。

「凡そ赤道直下に位せる土地は大約豊饒にして、珍禽奇獣名木宝石に富み、且つ海産物に豊かなることは人の知る所なり。而して余輩の聞く所に因れば、南洋諸島実に然るが如し。彼のハワイに於て我移住民の利を得るを見ずや。南洋諸島は実にハワイに異ならざるなり。而し其土地の所有権未だ定まらざるもの実に多く、既に定まるものといえども之を得ること実に容易なり。我四千万の同胞は既に国内に於て遺利なきに苦しめり。我余分の人民を駆りて此豊饒の地に注ぎ、以て南洋経略の地を爲す亦た可ならずや。」と記し、南洋諸島の土地は豊饒で、珍しい動物や木、宝石に富み、海産物も豊富である。南洋諸島は、ハワイと似ていて、移住に適する。土地の所有権はいまだ定まっていないものが多く、土地を得ることも容易である。南洋諸島に日本人を移住させ、南洋経略の地を為すことは可能である。

「余輩は嘗てしばしば明言せし如く我国防には海軍を以て主要となすものな

り。而して此目的を達する方法たる敢て軍艦の多きを以て足れりとするにあらず、我商業艦隊の増進するを以て永遠なる、堅固なる、且節儉なる国防と思惟するものなり。而して此商業艦隊を増進する方法豈夫れ南洋諸島の貿易を増進し、之に殖民を興し以て我日本国と此諸島との交通をして頻繁ならしむるに帰せざるを得んや。故に余輩は我日本同胞の奮起して志を南洋諸島に伸ぶるに至ことを希望するに於て殊に切なり。」と記している。田口卯吉は、国防は海軍が主要であるが、商業艦隊の増進も必要である。そのために、南洋諸島との貿易や殖民を行ない、日本との頻繁な交通を為すことである。ゆえに、余輩は我日本同胞が奮起して志を持って南洋諸島に進出することを切に希望すると主張している。

田口卯吉は、以上のように、氏が創刊し主筆として活躍した『東京経済雑誌』に掲載された「南洋経略論」において、日本の南洋諸島への殖民・移民、貿易、交通などの促進を説いたのである。

5. 菅沼貞風

日本の海外進出の黎明期に活躍し、明治期から戦前まで日本の南方、東南アジア進出を象徴する伝説的な人物として菅沼貞風がいる。

菅沼貞風は、1865（慶応元）年に九州平戸に生まれた。幼名を貞一郎といい、1883（明治16）年にその名を貞風と改めた。菅沼は、15歳で松浦伯の村塾及び猶興書院に学んだ。1881（明治14）年に17歳で長崎県北松浦郡雇出任となった。松浦郡雇出任在職中に、大蔵省関税局において貿易沿革史編纂のため史料蒐集の任に当たり、「平戸貿易志」を著わした。1884（明治17）年9月東京帝国大学に入学し古典科に籍を置き、1888（明治21）年7月に卒業した。帝大での卒業論文は「大日本商業史」で、その後この論文は著書として出版された。卒業した1888（明治21）年11月に、高等商業学校に職を奉じた。翌年1889（明治22）年4月に、南方の事情を探求するために横浜から出発し、フィリピンのマニラに向かった。マニラには3か月滞在したが、突如疫病に冒され25歳の若さで異郷の地で死亡した。菅沼貞風の墓として、異国フィリピンのマニラ郊外の丘に大理石の碑が作られた。

前述の『大日本商業史』は1892（明治25）年に刊行され、それには「平戸

貿易志」なども掲載された。1940（昭和15）年には、岩波書店より同書が復刊され、それには未発表の遺稿、「日本の凶南の夢」が収録された。これは夢物語に托して菅沼貞風の南洋経営の策を説いたものである。この「日本の凶南の夢」は、1942（明治17）年に岩波文庫として刊行され、戦前に多くの読者を獲得した。いわば、この著書は、戦前の日本の南方進出の夢を語る本であったのである。

以下で、少し長いが「日本の凶南の夢」のその主要部分を掲げよう⁽²⁶⁾。

『然らば即ち如何。日く、凶南の策を決せんと欲せばまづ農業出稼を企つべし、我国人の長する所は商にあらずして農に在り。其の長する所を進めて其の長ぜざる所を誘ふば是萬全の策にあらずや。吾人が拓かんと欲する所の新版図は面積六萬五千一百英方里恰かも我国の半にして其の人口は四百三十一萬九千余人なり。故に其の一英方に於ける人口の割合は六十六人に過ぎずして之を我国の十四萬八千四百九十六英方里にして三千八百五十萬七千余人、即ち一英方に付二百五十九人を有するに比すれば猶一英方里にして百九十三人、全域にして一千五百五十六萬四千三百人を移住せしむるに足る。況んや砂糖、麻、煙草の特有物産あるをや。若し此の地に移住せしむるに我国の鋭敏にして勤勉に、廉価にして多効なる努力者を以てせば豈充分の利益なからんや。我国の労力にして彼処に移住するもの漸く多きときは彼等が慣用する本国の必要品を売らして之を彼処に販売する、頗る利益ある業なるべし。而して彼等が生産したる砂糖煙草を輸入して之を廉価（天然の生産力によるが故に廉価なる事を得べし）に売り捌かば、内国の糖業煙業に従事するものは漸く移りて他の有益なる業務に従事するを得べく、且や彼処を占領する欧西の一国は歐洲中最も進歩せざる人種にして、彼の有名なる麻の如きも香港なる英人の手を借りて始めて麻網となって天下の需要に応ずるものなれば、いやしくも我国人に固有なる機敏を以て盛んに麻網を製造し之を我国に輸入して軍艦、商船其他百般の用に供さば亦以て大いに利益あるならん（労力賃の廉なるが故に）。果して然らば彼処と我国との間を往来する商船は其往来俱に充分の積荷を得て益々利益を得べきなり。既に然らば人誰か赴かざらん。天下の資本は灑然として商船となり、天下の労力は沛然として水夫となり、船を神戸、長崎諸港に艤して往きて彼処に

通商するものは漸やく其の数を増加すべく、航海の術を練習し貿易の業を拡張する豈這般に勝るものあらんや。航海の術既に練り貿易の業既に張らば、西支那に東米に南濠に北魯に市場販売して、以て東洋貿易の権を独占し我国をして其の中心市場たらしむるは亦何ぞ難からんや。以て亜欧米濠の四大洲の市場に睥皆して、天下最富最強の国たるは必ず這般より始まらん。

然れども我国の農民を移住せしめて充分に利益を得んと欲せば、之をして彼処に往きて従事すべき業務に熟練せしめ、且之を熟練せしむるの時間に於て其の性質を識別し、怠惰放縱にして後來移住民の風俗を紊乱するが如き憂あるものは之をして移住せしめざらしむべし。又既に移住したるの後は之をして事業に就て相当の給料を得せしむるの仕組を要すべし。例へば彼処に往きて砂糖製造の業に就かしめんと欲せば、内国の砂糖に適したる場所を選んでここに壮大なる出稼会社を起し、出稼の志願ある労働者をして甘蔗の生育培養の方法、之を収穫し之を製造し以て砂糖を得るの方法等を練習せしめ、彼処に於ても亦同様なる出稼会社を起し、既に熟練したる労働者を移して其の事に就かしむべし。勿論この内外に設置する会社は本支店の関係となし、互に利益を同うせざるべからざるなり。いやしく此の如くならば其の資本家労力者に利益あるは勿論にして、会社の事業は漸やく拡張するを得べく、其の拡張するに随つて移住の人数を増加し以て大事を企画するは既に其正路を得て行かんと欲する所に行くが如し。其の達すると否とは勉強如何を顧みるのみ。且つ夫れ一般に向つて練習すべきもの豈独り農業のみならんや⁽²⁷⁾、

(中略)

労力の微弱なる点

- 一、労働の勤続に習慣せざるが故に定時間内の労働に疲困すること容易なる事、
 - 二、牛馬の使用に慣熟せずして反つて之を畏怖する事、
 - 三、耐忍不倦の氣質支那人葡萄牙人に及ばざる事、
 - 四、事業の練熟亦彼の両国人に及ばざる事、
 - 五、身幹の長大また彼の両国人に及ばざるが故に甘蔗の収穫に不似合なる事
(然れども機敏なるが故に製糖には適當なりと云ふ)、
- 他に我に利あるの点

- 一、競争心に富む事、例へば我国人を支那人、葡萄牙人と同処に耕作せしむるときは非常の力量を奮つて競争するが如きは他国人に絶無なり、
- 二、愛国心に富む事、例へば故国に眷恋し毎郵便送金寄書のおびただしきは日本人に如くものなし、
- 三、土人と親密なる事、例へば布哇土人は頗る支那人を嫌悪すれども我国人を遇するは極めて厚く中間喜憂之を與にし緩急相濟ふの状ある者を見ること多し、

果してこの五短三長をして至当のものならしむるときは、吾人は我国努力の前途を慶賀せざる能はざる也。見よ五短の中に於て眞に短なるは果して何点なるや。身幹の一事は未だ俄かに彼等に競争すること能はざるも、労働の勤続と云ひ、牛馬の使用と云ひ、事業の熟練と云ひ皆練習の能く改良するを得べき所にして、耐忍不倦の氣質の如きは競争の心と愛国の心を以て之を補充するに足らん。況んや所謂本是均しく東方の人忽ち情誼の相忘るべからざるものありて、彼我の間に生するや必せり矣なるもの決して空言にあらざるをや。且つ夫れ移住によつて壯丁を失ふは國家經濟上の一大不利益として萬國與に憂ふる所なれども、我が國に於ては寧ろ出稼によつて故郷への送金を得べしとすれば、天下また何ぞ此の好都合あらんや。布哇公使の言に曰く、奮進の異質を有し耕地に機敏なる日本人にして加えふるに連続労働の習慣を似せば世界無比の農夫たるべしと。故に筭も之を練習し之を選択するの仕組みあらば労力の競争に勝を占むるは甚だ難からざるべし⁽²⁸⁾。

(中略)

太卒洋のただ中に、商をば守るくはし戈、あきと軍の力にて、四方の海辺にかかぐるぞ、樺太州の其の北ゆ、朝日の御旗さしたてて、「ニコライスク」の其の西ゆ、朝日の御旗さしたてて、入洲の中にくぐもるは、知るや知らずや昔し人、白人紅夷はたけくとも、新日本の思出に、浦安と呼ぶあきつしま、千足の国のいくさ艦、皇御国の御稜威をば、是大丈夫の務たる、マニラの浦の其の南、言向けはてん時もがな、「シンガポール」のその東、言向けはてん時もがな、鎖国の夢の半から覚め、見ごと凶南の策あるを、彼も人なり我も人、かくこそあれとは期るなり⁽²⁹⁾。

この菅沼貞風『新日本の凶南の夢』の内容についてみてみよう。

「凶南の策を決せんと欲せばまづ農業出稼を企つべし、我国人の長する所は商にあらずして農に在り。」と記している。東南アジアへの日本人の進出において、日本人の長所は商業より農業にあるため、農業移民を行うべきであることを主張した。

「全域にして一千五百五十六萬四千三百人を移住せしむるに足る。況んや砂糖、麻、煙草の特有物産あるをや。若し此の地に移住せしむるに我国の鋭敏にして勤勉に、廉価にして多効なる努力者を以てせば豈充分の利益なからんや。」と記している。東南アジア地域は日本に比較すると人口密度が少ないため、東南アジア全域で1,556万人に日本人を移住させ、砂糖、麻、煙草の栽培を行えば勤勉な日本人からすると十分な利益を上げることができるとしている。

「既に移住したるの後は之をして事業に就て相当の給料を得せしむるの仕組を要すべし。例へば彼処に往きて砂糖製造の業に就かしめんと欲せば、内国の砂糖に適したる場所を選んでここに壮大なる出稼会社を起し、出稼の志願ある労働者をして甘蔗の生育培養の方法、之を収穫し之を製造し以て砂糖を得るの方法等を練習せしめ、彼処に於ても亦同様なる出稼会社を起し、既に熟練したる労働者を移して其の事に就かしむべし。」と記し、出稼会社設立の必要を説いた。この出稼会社は、日本から移住者を募集し訓練した上で、現地で砂糖栽培などの事業を行う拓殖会社のようなものであろう。

「労力の微弱なる点

一、労働の勤続に習慣せざるが故に定時間内の労働に疲困すること容易なる事、二、牛馬の使用に慣熟せずして反って之を畏怖する事、三、耐忍不倦の気質支那人葡萄牙人に及ばざる事、四、事業の練熟亦彼の両国人に及ばざる事、五、身幹の長大また彼の両国人に及ばざるが故に甘蔗の収穫に不似合なる事（然れども機敏なるが故に製糖には適当なりと云ふ）、

他に我に利あるの点

一、競争心に富む事、例へば我国人を支那人、葡萄牙人と同処に耕作せしむるときは非常の力量を奮つて競争するが如きは他国人に絶無なり、二、愛国心に富む事、例へば故国に眷恋し毎郵便送金寄書のおびただしきは日本人に如くものなし、三、土人と親密なる事、例へば布哇土人は頗る支那人を嫌悪すれども

我国人を遇するは極めて厚く中間喜憂之を與にし緩急相濟ふの状ある者を見ること多し、」と記している。日本人の農業労働者としての短所は、労働に疲れやすい事、牛馬の使用に慣熟せず畏怖する事、耐忍不倦の氣質が中国人やポルトガル人に及ばない事、事業の練熟が両国人に及ばない事、体格が両国人に及ばないために甘蔗の収穫に不似合である事としている。反対に、日本人の農業労働者としての長所は、競争心に富む事、愛国心に富む事、現地原住民と親密である事、であるとしている。

「移住によつて壮丁を失ふは国家經濟上の一大不利益として萬国與に憂ふる所なれども、我が国に於ては寧ろ出稼によつて故郷への送金を得べしとすれば、天下また何ぞ此の好都合あらんや。布哇公使の言に曰く、奮進の異質を有し耕地に機敏なる日本人にして加えふるに連続労働の習慣を似せば世界無比の農夫たるべしと。」と記している。海外移住によって若い男性の働き手を失うことは日本にとって不利益なこともあるが、海外からの送金は、日本にとって好都合でもある。日本人の特性からすると世界屈指の農民となる事ができるとしている。

このように、菅沼貞風は『新日本の凶南の夢』で、東南アジア・南方への日本人の積極的な進出を説いているのである。しかし、菅沼貞風の『新日本の凶南の夢』の発刊が1940（昭和15）年度であったことを考えると、明治期にこの著書が大きな影響を社会に与えたということは考えにくい。菅沼貞風の南進論の思想は、明治期の青年の南方進出への当時の考え方や憧れを象徴しているものといえるであろう。

6. 服部徹

明治初期の南進論思想を代表する著書として、明治24年に出版された服部徹（1891）『南洋策—1名南洋貿易及殖民』がある⁽³⁰⁾。服部徹は、殖民策には『新地発見策』『侵食略奪策』及び『通商貿易策』の3つがあるとし、日本の現状を見ると、人口密度は世界中の若干国を除いて日本程人口密度が高い国はなく、人口増加も高い。その打開策として海外に出ること、海外進出の行き先として南海諸島を挙げた。この南海諸島の中、位置の関係から先づ選ばれるところはフィリピン諸島であるとした。この諸島は日本の過剰人口を収容し得るも

のであるが、それだけではなく国防上の理由もある。服部徹は『南洋策』で、以下のように記している⁽³¹⁾。

『夫れ斯の如くにしてフィリピン群島の植民政略は、単に我人口の過剰を養ふか爲めのみに非らずして、外交政略上国家安寧幸福を保存するに於て、実に肝要一日も以て忽せにす可からざる策略なり、彼の夫れ白皚々たる北海道の植民を説て、露国の警戒を唱道するものと同日の論に非らなるなり、南辺の危機豈に北境の危機のみならんや、フィリツビーヌ群島既に他の強国の有たらんか、其余勢は疾くカロリン群島を巻てマリアナ群島に及び西に我琉球を衝き、東に我小笠原島を襲ひ、南方是れより益々多故ならんとす、此時に当たり北境省尚ほ後顧の患あらんには、所謂前門虎を防ぎ後門狼を驅るの危急を視し、嗚呼然たは我日本も亦今のフィリツビーヌ群島なる哉、殷鑑遠からず戒むべきなり』

そして服部徹は、この諸島に対しては、『新地発見策』、『侵食略奪策』ではなく第3の『通商貿易策』によるべきであるとする。服部徹は『南洋策』で、以下のように記している⁽³²⁾。

『故に群島の爲めに計るには、先ず宜しく通商貿易を先にし、漸次植民の事業を拡張せらる可からず、則ち居士か所詮第三策の平和主義を以てせば、必らずや其目的を達すへし、宜しく忍耐不拔斃れて止まざるの決心ある可きを要するなり。』

すなわち、服部徹は、フィリピン群島の策として、まず通商貿易を先に行い、漸次植民の事業を拡張すべきであり、平和主義をもってすれば必らずやその目的を達することができるとしている。

次に南下して向うべき南洋の諸島として、特にミクロネシアを挙げている。服部徹は『南洋策』で、以下のように記している⁽³³⁾。

『元来微少州の地は大にフィリツビーヌ群島と事情を異にする所あるを以て、

其植民策の如きもの先つ宜しく左の三策に抛らざる可からず。

一 我貿易船の来する島の本島に向て最初の植民をなすへし、斯人民は普通の農工商の殊に品行方正、精神不拔の徒に限らへし。

二 群島中の無人島にして物産繁殖の見込ある地には、其所轄政庁の許可を経て速に植民をなすへし、此人民も全しく以上の如き品行方正、精神不拔なる農工に限るへし、無人熱島の開発は極めて困難の業なるを以て、務めて其人を選ふへし

三 猖獗なる附庸の島嶼には充分の警戒を加へて、豪傑なる植民隊と、宗教者、仁術家、教育家等に移住せしめしめ、此人民は務めて威を示し之れを服せしめ、徳を表し之れを懐けしめ、以て漸次に土蕃を教化服従せしむるに在るなり。

以上三策は微小洲植民経略の要旨にして、其第一策は之れをマリアナのグアム、ロタ其他の属島にして住民あるの地に限り、カロリンのヤップ、ポナプ、オーラン、マルシャルのシヤリュート、キルベルトの12島に限るへし。』

以上のように、服部徹は、ミクロネシアを中心とした南洋の諸島への進出を奨励している。その南洋へ進出は、3つの策がある。第1は、貿易船の帰航できる島には、最初の植民を行い、その日本人は普通の農工商で、品行方正、精神不拔の者に限るべきである。第2は、その無人島で物産繁殖の見込ある地ではその所轄政庁の許可を経て速やかに植民を行うべきであり、その日本人は品行方正で精神不拔な農工に限るべきである。第3は、その他の島では、豪傑な植民隊と、宗教者、仁術家、教育家等に移住させるべきである。第1の策においては、グアム、ロタその他の属島で住民のいる地、カロリンのヤップ、ポナプ、オーラン、マルシャルのシヤリュート、キルベルトの12島に限るべきであるとしている。

この服部徹の南進思想は、その後の日本の南方・南洋進出の歴史に近く、彼の卓越した先見性をみることができる。

7. 樽井藤吉

明治前半期において、南進思想に影響を与えたとされる著書に、1893（明治26）年に出版された樽井藤吉著『大東合邦論』がある。樽井藤吉は、明治

前期の思想家、社会運動家として知られた人物である。樽井藤吉は、1882（明治15）年、東洋社会党の設立に参加し社会運動家として活躍し、1884（明治17）年、上海において日本の中国での教育機関の嚆矢である東洋学院の設立に参加した。1892（明治25）年に参議院議員に選出されたが、その後辞職した⁽³⁴⁾。彼は、日本と韓国を連邦制度によって結合して、さらに全アジアの諸民族が一致団結し白人の侵略を防御し日本を盟主とする大東亜連邦を作るべきであるという信念を持ち、1893（明治26）年に『大東合邦論』を出版した。この本は、すべて漢文で書かれたものである。この『大東合邦論』は、いわゆるアジア主義の古典としての評価を持つものである。

以下は、『大東合邦論』の最後の結論部分の日本語訳である⁽³⁵⁾。

『安南のごとき、もとよりその藩属国にあらずや。よろしくこれを援けてもって自主独立の権を復せしめ、さらにシャム・ビルマを連合し、マライ半島をして白人の羈絆（きはん）を脱せしめ、大いに鉄道を興し、本国およびインドとの間の交通を開き、その土人を懐柔してもって英人の驕慢を挫ぎ、大義を唱え、もって同種国民の倒懸を解かば、四方の諸国招かずして来たらん。これ反面の敵を変じて側面の援となすものなり。清廷はたしてこの志有らば、わが東国またまさに清と道を分つてもって南洋諸島の拓植を謀り、その蕃民をして文明の雨露に均霑（きんてん）せしめん。しからばすなわち数十年を出でずして、アジア黄人国の一大連邦を致すべきなり。わが黄人、天然肥沃の大洲に生まれ、白人に数倍するの口数有り、しからば競争世界に処してまた畏るるに足るもの無し。今、わが日人、南洋諸島をして白人の束縛を脱せしめんと欲す。しかれども朝鮮と合してもって露国に備え、清国と約してもってその労を分かたずんば、独力の及ぶところに非ざるなり。わが日人、もとより親和をもって人生当務の要となす。あにその道を拡充し、もって各種人に及ぼすの念無からんや。かの白人、わが黄人を殲滅せんと欲するの跡歴々として徴すべきもの有り。わが黄人にして勝たずんば白人の餌食とならん。しかしてこれに勝つるの道は、同種人の一致団結の勢力を養うに在るのみ。世界今日の大勢を察すれば、能仁氏といえどもまた慈眼もて白人を視るあたわざるなり。必ず歳月を待たずして、各種人の同盟軍を興すの日を見る有らんのみ。これ大勢の向うところ、時運の

致すところなるは、第六章の所論のごとし。余、本論を草して、同種人の内に親和して異種人と外に競争せんことを欲するも、また世運の自然なり。読者これを察せよ。』

この部分を要約すると以下のようになる。

ベトナムのごとき国は、もとより属国ではない。これを援けて自主独立させ、さらにタイ・ビルマを連合し、マライ半島を白人の支配から脱せしめ、鉄道を作り、本国およびインドとの間の交通を開くべきである。イギリスの傲慢を挫き、大義を唱え、これらの民族の苦しみを解けば、これらの民族が側面よりの援助者となる。中国の清と、または日本独自で南洋諸島の拓植を謀り、その住民を文明化する。そうすれば数十年も経たずに、アジア黄人国の一大連邦に致ることができる。今、わが日本人は南洋諸島で白人の束縛から脱却することを欲している。朝鮮と合邦してロシア国に備え、清国と協力すれば、独力以上のものとなる、白人は、アジアの黄人を殲滅しようと欲しており、わがアジア黄人が勝たなければ白人の餌食となる。これに勝つ道は、一致団結する同種人の勢力を養うのみである。同種人が親和して、異種人を排除することを欲することは、世の中の成り行きとして自然なものである。

以上のような樽井藤吉の主張は、後の日本の大東亜共栄圏の思想に通じるものがある。樽井藤吉は、アジア民族が一致団結して白人と対峙し、大東亜の諸国が日本を盟主とする大東亜連邦を構築するという、いわば日本のアジア主義を代表する思想であるといえるであろう。さらに注目すべきは、明治20年代に早い時期に、このような南進思想を中心とした大アジア主義が主張されたことである。樽井藤吉の主張は、他の明治期の南進思想と違い、かなり政治的な意味合いの強いアジア侵略主義の考え方であるといえるであろう。

9. 竹越與三郎

1910（明治43）年、竹越與三郎著『南国記』が出版され、その南進論は一世を風靡した。『南国記』は、竹越與三郎が蘭領東印度諸島、佛領印度支那等の南洋、支那雲南省を長期間旅行し、それにもと基づいて書かれた著作である。竹越與三郎は、時事通信社の記者、雑誌『実業之日本』の主宰を務め、後に代

議士にもなった人物である。

『南国記』は、冒頭部分が有名で、著者の主張を明確に表しているのが、少し長いが冒頭の重要な部分を以下で記してみよう⁽³⁶⁾。

『南へ! 南へ!

邦人南方を忘る

(中略)我日本は、国を建てし以来二千五百年、居然たる旧邦の一なりと雖(いえども)、その命維新にして、近世国家の群に入りしものは四十年来に過ぎず。故に凡百の事物、範を欧米に取るを冤れざるより、我士君子の欧米に遊ぶもの江漢朝宗の如くに然り。己にして我国運炎隆、国力漲溢するや、支那の地積の廣大、人口の夥多、物資の豊富なる、殆ど我国の耳目を眩惑せんとして朝野相競うて力を支那に用ひんと欲す。故に我国人の知る所は、世界の西にあらずんば即ち北にして、政治家の経論も、志士の企書も、詩人の想像も、実業家の勘算も、皆西方欧米人若しくは北方蒙古人の国を主題とするものにして、南方マレー人の国を知るものに至りては、蓼々として少なく、全然これを等閑に附し去るものの如し。我等は曾て小学校に於て『凡そ地球上の人種は五個に分る、曰く欧羅巴人種、蒙古人種、阿非利加人種、馬黎人種、亜米利加人種是なり』と教へられ、而して此マレー人種は、大日本帝国の南端と相望むの地に在りて、其血液の幾分は我南方臣民の脈管中に混入せるに係らず、我国人が之を措て彼に就き、マレー人を領解するもの少なく徒に欧米支那のみを語るもの多きは、これ豈に高遠に求めて卑近に失するものにあらずや。

巨大なるマレー人の国

今マレー人の国を見るに、西は英領ビルマに初りてシャム、佛領印度より下りてマレー半島の岬角、新嘉坡に於て尽き、更にスマトラ、ジャワより起りて、蘭領東印度群島を包含し、多少の混血あるも米領フィリッピン以下の島嶼を合して、其面積一百六十八萬九千方里にして、支那本州の一百五十三萬二千四百方里に比すれば、寧ろ巨大なるものあり。且つ従来支那の人口は四億若しくは四億二三千萬と称せらるるも、支那の事情に通じたる識者は二億八千萬に過ぎざるべしと積算す。今マレー人の口数を算ふるに八千五百四十七萬と称せらる

るも、其実大半は戸籍なるものなければ、戸口の数の如きも信ずるに足らず、概算一億萬とすれば事実に近かかるべしと称せらる。其面積人口のみを以てするもマレー人の国が政治的商業的の一大要素たるを失せざるを見るべし。

熱帯を制するものは世界を制す

マレー人の居住地は赤道直下より起りて南北に分布し、緬甸（ビルマ）の北部に於ては北緯二十八度の地を境とすと雖も其大部分は熱帯に属す。熱帯は自然の宝庫にして、唯此宝庫を開くもの能く富むを得べし。蓋し人類が単に寒気を防ぐの衣服、餓死に堪ゆる食物を以て足れりとする間は、其土の産する所を以て満足をするを得たりと雖も、人文発達、生活豪華を加ふるに至りては、熱帯地の産物なくんば、殆ど生活に趣味を添ゆる能はざるに至る。欧州人は今日珈琲若しくは紅茶なくして其生を楽しむ能はず。軍艦商船の甲板にはチーク樹を用ひざる能はず。彼等は煙草なくして、1時間を過ごし得べきや。マニラ繩なくして、今日の運輸事業を全うし得べきや。麻布の供給なくして今日の産業を維持し得べきや。電話、電信、機械の運転はゴムなくして今日の如くなり得べきや、其他砂糖、獣皮、獣革、黒鉛、ココナツト油、スパイス、香料、胡椒、丁子、象牙、胡椒、丁子、象牙、タピオカ、乾菓、バニラ、染料、タンニー、硝石、綿、ココ、胡麻、錫、藍、絹、塗料、乾魚等は必ずしも熱帯に限られたるものにあらざるも、主として熱帯地に産するものにして、此等のものを除きて、今日の文明及び生活を維持し得へからざるや明白なりとす。現にわが台湾政府は樟腦を専売とするがために、世界の樟腦事業を制令するを得。之に反して我国の米価は、さらに佛領印度、英領緬甸の米価によりて制令せらる、を免れず。論じて此に至れば、熱帯植民地を制令するものは、即ち世界の市場を制令するの力あり云ふもの、真に深甚の意義あるを覚ゆ。和蘭は曾て世界の銀行なりき。これ、其熱帯植民地の貿易を占有したるがために外ならず。西班牙、葡萄牙が、曾て世界の覇者たりし時代もありたりき。これ其東印度、西印度の富を壟断したるがために外ならず。乃ち今日の英国の富裕も、印度以下の熱帯地を有するもの、與つて六七分の原因を爲す。英国と和蘭が十六、十七の兩世紀の間海上の交戦寧日なかりしものは、即ちまたマレーの海洋を制せんと欲したるに外ならず。然れば列国が、今相競うて熱帯に植民地を得んと欲するもの

偶然にあらざるを知るに足らん。現に見よ!、千百年間、猛虎と悪政に苦しむたる越南地方にば、已に仏人がマレー人を基礎として、一大帝国を建設しつつあるあり。マレー半島の英国殖民地も、今や漸く国民的色彩を帯び来らんとし、米国も已にフィリッピンを領略して、会社銀行を建つるが如くにして、新国民を作らんとしつつあり。唯、独り蘭領印度のみは依然として泰平を保つと雖も、独逸が老叔母の遺産として之を窺ふもの一朝一夕にあらず。思ふに政治上にも、通商上にもマレー人の国は今後二十年間、最も多事多端なる局面とならんか。其休徴は已に曉星曙色の如くに識者の眼に映じ来る。我国家勃興の隆運に当り、才能、労力、資本、外に向つて漲溢せんと欲するに際し、マレー人の国、豈に等閑に看過すべけんや。

南人の北進は不自然也

(前略)蓋し人類の国家もまた他の生物の社会と同じく、生物学の原則に支配せられざるはあらず。英雄の権略、一時此原則を超越する事あるも結局また此処に帰着せざるはあらず。胡馬北風に嘶き、越鳥南枝に集くむ。生物は皆其本能に制せられざるものなし。而して寒を去り暖に就くは人類の本能なるが故に、古来人類歴史の大勢は北方より南方に進むにあり。ノルマン人が英国を征服したるが如き、露国人が土耳其より小亜細亜に出でんとするが如き、ゴール人が南欧地方に散布したるが如き、皆此自然の大勢を示すものにあらざるはなし。即ち支那二四朝の歴史を見るも概して胡地玄氷、辺土惨烈なる西北の人が、葡萄熟し杏花飛ぶ西南地方の人を征服したるものに外ならず。唯一の異例は明の太祖、南人を以て元の朝廷を征服して、之を漠北に駆逐したるにあるのみ。

(後略)

我将来は南にあり

嗚呼我同胞よ! 今は首を回らすの時ぞかし。一億萬のマレー人は英仏の文化を受くる者の外、我開誘を須つもの雲霧の如し。欧州人がマレーの海を探るもの数百年なるも、其大宝庫たるは、昔日と変化なく、これを開くものを待ちつつあり。日本国民若し能く此大宝庫を開くを得ば、大国民の宏業茲に完成すと云ふを得ん。余故に曰く、我が将来は北にあらずりて南に在り。大陸にあら

ずして、海に在り。日本人民の注目すべきは、太平洋を以て我湖沼とするの大業にありと。椰子樹の酒を生ずる処、芭蕉の子の累々として実のる庭、エメラルドの如き海水の淀む庭、極楽鳥の舞ふ処、日本国民の偉大なる運命は、封じて此中に在り矣。此事衆人或は疑はん。ただ達人能く之を信ぜん。』

以上のように、竹越與三郎は『南国記』において、素晴らしい表現で、日本の南進政策の正当性を論じており、たぶん当時の読者はこの文章に感銘を受けたのではないだろうか。それほど説得的で感動的な文章である。「熱帯を制するものは世界を制す」、「我将来は南にあり」というタイトルは、南進思想を象徴する表現である。この部分を要約すると以下のようになる。

邦人南方を忘る

日本は、明治維新により近世国家となったが、その範を欧米諸国によった。日本の政治家、志士、詩人、実業家等は、皆欧米人もしくは北方蒙古人の国に関心を持ち、南方マレー人の国を知るものは極めて少ない。

今マレー人の国を見ると、西から英領ビルマからシャム（タイ）、佛領印度、マレー半島、シンガポールがあり、さらに、スマトラ、ジャワ、蘭領東印度群島を包含して、面積人口とも巨大なるものがある。マレー人の国は、政治的・商業的に重要な地域である。

熱帯を制するものは世界を制す

マレー人の居住地は、赤道直下より南北に分布し、大部分は熱帯に属している。熱帯は自然の宝庫である。人類は、文化が発達し、生活が豪奢になるにつれて、熱帯地の産物がないと、生活に趣味を添えることができない。欧州人は珈琲や紅茶がなければ生を楽しむことはできない。軍艦商船の甲板にはチーク樹を用いている。煙草ないと、1時間を過ごせない人もいる。マニラ縄がないと、今日の運輸事業を全うできない。麻布の供給がないと今日の産業を維持できない。電話、電信、機械の運転はゴムなくして今日の如くなれない。その他 砂糖、獣皮、獣革、黒鉛、ココナット油、スパイス、香料、胡椒、丁子、象牙、胡椒、丁子、象牙、タピオカ、乾菓、バニラ、染料、タンニン、硝石、綿、ココ、胡麻、錫、藍、絹、塗料、乾魚等は必ずしも熱帯に限られたものではないが、主として熱

帯地に産するもので、今日の文明及び生活を維持するために必要なものである。現に日本の植民地である台湾政府は樟腦を専売とすることで、世界の樟腦事業を制令することができた。これに反して日本の米価は、さらに佛領印度、英領ビルマの米価によって制令されている。以上からすると、熱帯植民地を制令するものは、すなわち世界の市場を制令する力となるのである。オランダは、世界の銀行となった。これは、その熱帯植民地の貿易を占有したためである。スペイン、ポルトガルが世界の覇者となった時代もあった。これは東印度、西印度の富を獲得したからに他ならない。今日の英国の富裕も、印度以下の熱帯地を有することが、その6、7割の原因であろう。英国とオランダが16、17の両世紀の間、海上での交戦があったのは、マレーの海洋を制することを欲したからである。それで列国が、今相競って熱帯に植民地を得たいと欲するのは偶然ではない。政治上、通商上でマレーは今後二十年間、最も重大な局面となるであろう。日本は、国家が勃興し、労力・資本などが外に向って漲溢しようとしており、マレーは今後重要な国となろう。

南人の北進は不自然である

人類の国家もまた他の生物の社会と同じく、生物学の原則に支配されている。寒を去り暖に就くのは人類の本能であるが故に、古来人類の歴史の大勢は北方より南方に進むことにあった。

我の将来は南にあり

日本の将来は北にあるのではなく南に在る。大陸にあるのではなく、海に在る。日本人民の注目すべきは、太平洋を我の湖沼とするという大業にある。椰子樹の酒を生ずる処、芭蕉の子の累々として実る庭、エメラルドの如き海水の淀む庭、極楽鳥の舞う処、日本国民の偉大なる運命は、このなかにある。このことは疑うべきことではない。このことを信じるべきである。

竹越與三郎『南国記』の特徴は、マレーを中心とした南方諸国に着目し、その重要性を指摘し、日本が南方に進出することが必然であると説得力を持って主張されている。そして、他の欧米諸国の植民地政策を比較し、日本の今後の南進政策を正当化している。彼の『南国記』は、当時日本で大きく取り上げられ、反響も大きかったことから、明治期の南進論を代表する著作であるといえ

るであろう。竹越與三郎自身も、ジャーナリスト、政治家として顕著な活躍したことから、彼の著書や思想は、以降の大正、昭和における日本の南進政策に影響を与えたとも言えるかもしれない。

おわりに

明治日本における海外移民、移住・殖民政策、南進思想・南進論で、重要な点について考察してみよう。

第1は、明治期の日本人の海外移住における移民会社の重要性である。本論の図表2の統計で明らかになったように、1898（明治31）年から1907（明治40）年の間において、日本人の海外移民者の内、74.8%が移民会社（移民取扱人）によるものである。すなわち、この時期の日本人の海外移民の4分の3は、移民会社の斡旋による移民であったのである。この時期の移民の渡航先は、図表1で明らかのように、ハワイ、北米、中南米、東南アジアが中心である。移民会社は、1891（明治24）年に設立された日本吉佐移民株式会社が最初であるといわれているが、1903（明治36）年には移民会社は36社と急増している。その後、整理統合され、明治末期の1909（明治42）年には、10社に減少した。以上から、明治期において、日本の海外移住・殖民において、民間の移民会社の役割が大きかったのである。なお、その後政府の方針もあり、民間の複数の移民会社は1917（大正6）年に海外興業株式会社に統合され、移民会社は1社のみとなった。そのため、大正末期、昭和にかけて日本の移住・殖民政策の遂行において、この海外興業株式会社の役割は非常に大きいものとなった。

第2は、明治期において、ハワイ移民の数が多く、日本の海外移民の嚆矢として重要である。その後、アメリカ、カナダ、南米、東南アジア、南洋などにも日本人が移民した。日本のハワイへの最初の移民、いわゆる（明治）元年移民は、アメリカ領事館員であるヴァンリードによる斡旋であった事実は興味深い。彼は、「アメリカへ学問修業、交易、又は見物遊歴に渡航されたき者は、随分御世話申すべく候」という新聞広告も出し、彼は横浜の居留地で「もしも草」という新聞を主宰した人物であった。その後のグアム島移民もこのヴァンリードの手になるものであった。その後、1884(明治17)年に、日本政府はハ

ワイの駐日公使C.B・イアウケアに日本人渡航に関する承諾書を手交し、それに基づいてハワイへの「官約移民」が開始され、組織的な海外移住が開始された。官約移民としてハワイに渡った日本人は約2万9,000人、その後、私的移民・自由移民として渡った数は約12万5,000人と推定されている。1880（明治13）年代初めには全砂糖キビ労働者の1%にも満たなかった日本人労働者の数は、10年後には60%を超え、1902（明治35）年には70%に達した⁽³⁷⁾。以上のように、明治元年に出発した、いわゆる元年ハワイ移民は日本人の海外移住・移民の先駆者であったのである。

第3は、南米への移民も明治中期から始まり、明治期の黎明期の日本の移民先として重要であったことである。特に、明治初期のメキシコ移民において、榎本武揚の役割が大きい。日本の海外移民史、特に南米への移民を語る上で、殖民推進論者であった榎本武揚を避けることはできない⁽³⁸⁾。榎本武揚は、1836（天保7）年江戸に生まれ、長崎の海軍伝習所でオランダ語と海運術を学び、後に幕府留学生としてオランダに留学した。1868（明治元）年には海軍副総裁として北海道の五稜郭に立て籠り、新政府軍を敵に徹底抗戦した歴史に名を残した人物である。官軍に反抗した首謀者でありながら、明治政府に仕え、北海道開拓使、駐ロシア公使、駐清国公使、通信大臣、文部大臣、枢密顧問官、外務大臣、農商務大臣などを歴任した。榎本武揚は、征韓論、南進論、海外移住の推進者であった。榎本武揚は、1879（明治12）年、東京に地学協会を組織し、ボルネオ島とニューギニア島を買収し、日本人を送り住ませることを発案するほど、日本人の海外移住には熱心であった。1891（明治24）年、外務大臣に就任すると、外務省通商局に移民課を設置し、さらに、殖民計画を実行するため、ニューギニアを始めとする南洋諸島、マレー半島などに外務省員や移住専門家を派遣し殖民地建設の可能性を調査させた。榎本武揚は、メキシコ政府が国内開発のため国策として外国投資と移民を大いに歓迎していることを聞き、メキシコへの殖民に着目するようになった。1891（明治24）年、中南米で最初の日本領事館をメキシコに開設した。榎本武揚は、外務大臣の職を離れた後の1893（明治26）年に、榎本自身が会長となって「殖民協会」を組織した。殖民協会の最初の機関誌である「植民報告 第1号」において、榎本は以下のように記している⁽³⁹⁾。

「夫れ斯の如く移住殖民の事業は我国方今の急務にして實に是れ我日本の国是なり。

国是問題ここに属する者は朝野の隔なく党派の別なく国民一致してここに力を致さざる可らず。

我輩同志の者相謀り殖民協會を設立するの趣旨は即ちここに在り。

本会は直ちに實業に着手する者に非ず。

先ず大に我国の世論を作興して殖民の事業を奨励し海外探検の實況を報告して内地人民の注意を喚起するに在るなり。

然れとも本会は唯た空論を以て自ら甘んずる者に非ず。

他日別に方法を立て之か実行を期する者なり。

同志諸士来て相俱に贊助せられんことを希望す。」

殖民協會の設立目的は次のように記されている⁽⁴⁰⁾。

- 「一、増加する国内人口を海外に移民させ、国内の人口問題の解決策とする。
- 二、海外で日本人種を繁殖させ、移民という平和的手段により日本領土の拡大を計る。
- 三、海外移民と日本との交易を促進し、平和時の海権を制する。
- 四、封建的、鎖国的な日本人の精神風土を打破し、新知識を輸入し日本人の人心を一新する。」

殖民協會の「設立趣意書」は、「労働の期限を約定して出稼移住する」という定期移民、および「子孫永住の目的を定め海外に移住する」という定住移民とに分けている。一時的移民としての定期移民より、永住する目的の定住移民を勧めている⁽⁴¹⁾。

殖民協會の設立目的は日本人の殖民の推進であるが、その具体的な目的はメキシコ殖民計画の実施であった。1897（明治30）年に、36人のメキシコ殖民、いわゆる『榎本殖民団』が出発した。しかし、現地耕作地の悪環境、資金不足などの誤算があり、さらに日本人殖民の逃亡者も出て、結果としてこの殖民計

画は失敗した。その後、メキシコには、日系の殖民会社である日墨協働会社、小橋・岩本合名会社などができ、少しずつ日本人移民が増加してきた。以上のように、メキシコへの榎本殖民団は、南米への日本人移民の先駆者であったのである。

第4は、明治期の南進論、南進思想には、それらの思想の重点という視点から以下のような3つに分類できることである。1つは、南洋・南洋への殖民、移民に重点をおく南進論である。日本人の海外移住論、人口問題と移住論が論点の中心の南進論である。本稿で取り上げた人物として、榎本武揚、志賀重昂がこれに近い考え方である。榎本武揚は、前述したように幕末・明治の著名な政治家であるが、メキシコ等の南米への日本人殖民政策を推進し、メキシコ榎本殖民として実際に移民を送った人物である。志賀重昂は、第1回ハワイ移民の聞き取りを行い、彼の著書『南洋時事』において、ハワイ移民の現状について日本移民の実態は風評の如く悪い条件ではないとし、積極的な移住論を展開した。志賀重昂が展開した移住論は、移民奨励論で、明治期の典型的な移民論である。日本人が世界に出かけ、日本に帰国し、新しい知識や労働法、資本を得て、日本の過剰人口対策になるというのが、志賀重昂の日本移民に対する主張である。本稿で取り上げなかったが、明治期のこのような殖民、移民に重点をおく南進論として、若山儀一、恒屋盛服、武藤山治などがある。明治初期の著名な経済学者である若山儀一は、南米拓殖、特にメキシコへの移民・殖民を提唱している。若山儀一の『大隈外相に興へて南米拓殖を論ずるの書』では、大隈重信外務大臣あてに、積極的な日本人の南米への拓殖事業、移民を推進すべきであると提言している⁽⁴²⁾。恒屋盛服は、『海外植民論』（明治24年）において、日本人の殖民について、北海道殖民のみならず海外殖民も推奨している。武藤山治は『米国移住論』において、日本人の米国への移住を推奨している⁽⁴³⁾。以上のような移民論は、1893（明治26）年における「殖民協会」の設置によって、明確にされ積極性のもつにいたった⁽⁴⁴⁾。

2つは、南洋・南洋への殖民を伴った貿易、投資、企業に重点をおく南進論である。日本の南洋・南方への貿易や企業進出、海外への投資に重点をおく南進論である。本稿で取り上げた人物として、田口卯吉、菅沼貞風、服部徹がこれに近い考え方である。田口卯吉は、「日本開化小史」の著者として、また自

由主義経済を唱え、『東京経済雑誌』を創刊した明治期のジャーナリストとして著名な人物である。本稿で詳述したように、田口卯吉は、明治23年に南島商会という貿易会社を設立し、帆船天祐丸で、小笠原島から、グアム、ヤップ、パラオ、ポネビ諸島などの南洋を巡航し、約半年間南洋諸島の航海を行い、貿易も試みたという、当時としては極めて珍しい経験をした。田口卯吉等が設立した南島商会が南洋貿易の先駆者であったことは注目に値する。田口卯吉は、その後「東京経済雑誌」などで、日本の南洋諸島への貿易、交通、殖民・移民などの促進という、日本の南洋進出の必要を説いた。菅沼貞風は、明治初期という日本の海外進出の黎明期にフィリピンに渡り、日本の南方進出を象徴する伝説的な人物である。菅沼貞風は、『新日本の凶南の夢』で、東南アジア・南方への日本人の積極的な進出を説き、明治期の青年の南方進出への当時の考え方や憧れを象徴している。服部徹は、『南洋策』で、ミクロネシアを中心とした南洋の諸島での日本の通商貿易や殖民の促進を主張している。彼は、まずフィリピン群島で通商貿易を先に行い、漸次殖民の事業を拡張し、その後平和主義で南洋の諸島などに南下すべきであるとしている。その他、本稿で取り上げなかったが、明治期のこのような貿易、投資、企業に重点をおく南進論として、鈴木経勲がいる。鈴木経勲は、『南島巡航記』、『南洋探検実記』、『南洋風物記』などの、南洋諸島への探検記の著者として、明治期に多くの読者を獲得した人物である。鈴木経勲は、明治23年に田口卯吉らとともに天祐丸で、南洋諸島の航海を行ったという特異な経験を持つ。その航海をもとに書かれた、これらの南洋諸島の探検記は、明治の日本人に南洋諸島への関心呼び起こした⁽⁴⁵⁾。

3つは、南洋・南方への植民地の拡張、侵略に重点をおく南進論である。本稿で取り上げた人物として、樽井藤吉、竹越興三郎がこれに近い考え方である。樽井藤吉は『大東合邦論』において、日本と韓国を合邦し、さらに全アジアの諸民族が一致団結し白人の侵略を防御し日本を盟主とする大東亜連邦を作らねばならないという主張をしている。彼の思想は、政治的な南進策である、いわゆる日本の大東亜共栄圏の思想に通じるものがある。竹越興三郎は、『南国記』において、「南へ！ 南へ!」、「熱帯を制するものは世界を制す」、「南人の北進は不自然也」、「我将来は南にあり」などの表現で、日本の南方進出の必然性を説いた。竹越興三郎は、マレーを中心とした南方諸国に着目し、その重要性を

指摘し、日本が南方に進出することが必然であると説得力を持って主張し、当時の日本で大きな反響を与えた。

以上のように、明治期の南進論、南進思想には、それらの思想の重点という視点から、南洋・南洋への殖民、移民に重点をおくもの、南洋・南洋への殖民を伴った貿易、投資、企業に重点をおくもの、南洋・南方への植民地の拡張、侵略に重点をおくものという3つに分類できる。しかしながら、この3つの南進思想には、共通点も多い。まず、多くの南進思想・南進論は、南洋・南洋地域への現地滞在、航行、旅行を基にするか、またはその体験から触発された思想が多いことである。さらに、南洋・南方・ハワイ・南米等の資源、栽培に関心がある事、日本人の殖民・植民・移民を伴っていることである。明治期の南進論、南進思想が生まれてきた明治20（1887）年代の日本の状況を見ると、明治22（1889）年に大日本帝国憲法が、明治23（1890）年には商法が公布され、法律制度として近代国家の体制が整いつつあった。明治23年（1890）頃には第1次恐慌があり、人口過剰の問題などがあり、このような背景のもとに海外殖民論、南進思想が出現してきたのである。

明治期の南進論は、その後の日本のアジアに対する国家政策、貿易、企業進出等に影響を与えた。また、日本人に、東南アジア、南洋といった南方、南洋地域に関する関心を高めた。明治期の南進思想・南進論とともに、1895（明治28）年に日本は台湾を植民地化したこともあり、日本人の南方、南洋への移民・殖民が増加し、日本企業の南方・南洋との貿易や企業進出が増加してきたのである。

注

- (1) 外務省領事移住部（1971）『わが国の海外発展 移住百年の歩み（本篇）』外務省、5-7頁。
- (2) 若槻泰雄・鈴木讓二（1975）『海外移住政策史論』福村出版、53-55頁。
- (3) 若槻泰雄・鈴木讓二（1975）『海外移住政策史論』福村出版、54頁。
- (4) 「もしも草」の慶応4年から明治3年までの新聞の内容は、明治文化会（1961）『幕末明治新聞全集 第四巻』世界文庫に掲載されている。

- (5) 若槻泰雄・鈴木讓二 (1975) 『海外移住政策史論』 福村出版、55頁。および入江寅次 『邦人海外発展史』 井田書店。
- (6) 若槻泰雄・鈴木讓二 (1975) 『海外移住政策史論』 福村出版、55-56頁、入江寅次 『邦人海外発展史』 井田書店。
- (7) 若槻泰雄・鈴木讓二 (1975) 『海外移住政策史論』 福村出版、62-64頁。
- (8) 「移民保護法規」の成立の事情を、当時の政府委員外務次官原敬は衆議院の答弁でつぎのように述べている（海外移住事業団（1973）『海外移住事業団十年史』 海外移住事業団、6-7頁。

「この移民保護法は、法案としては新たなものでございますが、しかしながら明治27年に勅令を以て、移民保護規則というものを既に発布し、爾來施行しております。故にこの点より申しますれば、新たなるものではございません。

全体、この法律を要するわけは、数年来日本人の外国に出ます者が、明治10年頃までは誠に僅かの数でございました。

明治9年から11年までの平均を見ますれば僅かに900人位でありました。明治24年から5年までの平均をみますると、1万2,3千人になっております。900人位のものが1万2,3千になるように、海外に往く者が増加を致しましたから、従って出稼人が大分加わりました。

その出稼人も最初は誠に僅かで、明治18年から22年頃までには、毎年平均3千人そこそこでありましたのが、24年から7年頃の平均を見まするといとうと7千人位、殆んど倍以上にも増加をしました。

そして斯様に一般の人が外国に出、従って出稼人も外国に多く出ますこととなりました以上は、海外に参つて色々困難に陥っているものがある。また、これを海外に送るためには種々の弊害を生じて、移民を困らす者もありましたについて、まづもって27年に勅令を発布して、相当の取締りを設けましたが、保証金その他の關係に於て、法律の効力を用いませぬければ、取締のつかぬ処が多くありまするが故に、更にこの法律案を提出致しました。政府に於ても2ヶ年以上も実行してありまして、経験の上作りましたことでございますから、諸君にも速やかにこれを可決されんことを希望します。（殖民協会報告35号,明治29年3月）』

- (9) 入江寅次 (1942) 『邦人海外発展史』 井田書店、114-119頁。
- (10) 海外移住事業団 (1973) 「海外移住事業団十年史」 海外移住事業団』 6頁。
- (11) 海外移住事業団 (1973) 「海外移住事業団十年史」 海外移住事業団』 6頁。
- (12) この移民会社の統合の事情について、海外興業株式会社小史 (1931 (昭和6)年、同社発行) は以下のように説明している (海外移住事業団 (1973) 「海外移住事業団十年史」 海外移住事業団』 7-8頁。
- 『大正6年、当時の寺内内閣は戦後に来るべき宇内形勢の変化に対応して、国力進展の途を拓き、かつ国民生活問題の解決を期せんがため、海外発展の大策を樹立するの必要を認め、その実行方法として拓殖企業及びこれに対する資金供給の機関を設くることとし、まず東洋拓殖株式会社法に左の条項を追加して、その資金供給の任に当らしめたり。(中略)
- これと同時に、拓殖企業ならびに移植民事業を担当すべき会社を必要とせしも、当時国内にこの種の事業会社なく、ただ小移植民会社多数分立して専ら移民輸送数の多からんことを相競うのみにして、移民渡航地に何等事業的根拠を開拓せんとなつとむるものなく、到底この重大任務を果すこと不可能なりと認めたるにより、これら諸会社を合同し、すくなくとも壱千万円以上の会社となし、移植民事業およびこれに関連せる拓殖企業等の事業を経営せしむるため、大正6年8月、勝田大蔵大臣は東洋移民、南米殖民、森岡移民、伯刺西爾拓殖、日本殖民、日東殖民各社の代表者をその官邸に招致し、外務省通商局長中村氏立会の上以上の趣旨を懇示して関係各会社の合同を従遷せられたり」
- (13) 『外務省領事移住部 (1971) 『わが国の海外発展 移住百年の歩み (本篇)』、外務省、6-8頁。
- (14) 『外務省領事移住部 (1971) 『わが国の海外発展 移住百年の歩み (本篇)』、外務省、6頁。
- (15) 外務省領事移住部 (1971) 『わが国の海外発展 移住百年の歩み (本篇)』、外務省、6頁。
- (16) 本庄栄次郎 (1942) 『先覚者の南方経営』 日本放送出版協会、135-168頁。
- (17) 矢野暢 (1979) 『日本の南洋史観』 中央公論社、16-18頁。
- (18) 榎本武揚の植民思想、メキシコ榎本移民、殖民協会については、上野久

- (1994)『メキシコ榎本殖民』、角山幸洋(1986)『榎本武揚とメキシコ殖民移住』、加茂儀一(1960)『榎本武揚』が詳しい。
- (19)外務省領事移住部(1971)『わが国の海外発展 移住百年の歩み(本篇)』、外務省、6頁。
- (20)「外務省領事移住部(1971)『わが国の海外発展 移住百年の歩み(本篇)』、外務省、6-7頁。
- (21)「近代移住の発端(若槻泰雄・鈴木讓二(1975)『海外移住政策史論』福村出版、74-79頁、および志賀重昂(1927)『志賀重昂全集第3巻』、100-103頁。
- (22)志賀重昂(1927)『志賀重昂全集第3巻』、95-96頁。
- (23)志賀重昂(1927)『志賀重昂全集第3巻』、100-102頁。
- (24)田口卯吉、井上彦三郎・鈴木経動(1892)『南嶋巡航記』経済新聞社、はよくその状況を伝えている。
- (25)南洋経略論(『田口卯吉全集第4巻』、1928年、文成社、371-373頁、明治23年3月22日発行 東京経済雑誌513号所載)
- (26)菅沼貞風(1940)『新日本の凶南の夢』岩波書店。最初は、菅沼貞風(1940)『大日本商業史』、岩波書店、637-691頁に収録された。
- (27)菅沼貞風(1940)『大日本商業史』、岩波書店、680—682頁。
- (28)菅沼貞風(1940)『大日本商業史』、岩波書店、685—687頁。
- (29)菅沼貞風(1940)『大日本商業史』、岩波書店、692頁。
- (30)服部徹については、吉田秀夫(1944)『日本人口論の史的的研究』河出書房。223-225頁、および、矢野暢(1979)『日本の南洋史観』中央公論社、28-31頁、で詳しい解説を行っている。
- (31)服部徹(1891)『南洋策—1名南洋貿易及殖民』村岡源馬、119頁。
- (32)服部徹(1891)『南洋策—1名南洋貿易及殖民』村岡源馬、120頁。
- (33)服部徹(1891)『南洋策—1名南洋貿易及殖民』村岡源馬、127-129頁。
- (34)竹内好(1963)『アジア主義』筑摩書房、32-37頁。
- (35)竹内好(1963)『アジア主義』筑摩書房、128-129頁。
- (36)竹越興三郎(木村莊五編)(1942)『南国記』、141-146頁。
- (37)矢口祐人(2002)『ハワイの歴史と文化』中央公論社、26頁。

- (38) 上野久 (1994) 『メキシコ榎本移民』中央公論社、23-29頁。
- (39) 「植民協会報告 第1号」107頁、なお引用は上野久 (1994) 『メキシコ榎本移民』中央公論社、28頁による。
- (40) 上野久 (1994) 『メキシコ榎本移民』中央公論社、29頁。
- (41) 黒田謙一 (1942) 『日本植民思想史』弘文堂、244-245頁。
- (42) 若山儀一 (1935) 『若山儀一全集 上巻』東洋経済新報社、342-345頁。
- (43) 吉田秀夫 (1944) 『日本人人口論の史的研究』河出書房、231-232頁。
- (44) 黒田謙一 (1942) 『日本植民思想史』弘文堂、242-243頁。
- (45) 鈴木経勲の南洋への探検記については、かなりの部分に捏造がある指摘もある。高山純 (1995) 『南海の大冒険家 鈴木経勲 其の虚像と実像』三一書房は、このことを検証している。

参考文献

- アラン・T・モリヤマ (1988) 『日米移民史学』PMC出版。
- ブラジル日本移民80年史編纂委員会 (1991) 『ブラジル 日本移民八十年史』ブラジル日本文化協会。
- ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会 (1941) 『ブラジルに於ける日本人発展史 上巻』ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会。
- ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会 (1942) 『ブラジルに於ける日本人発展史 下巻』ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会。
- 土井弥太郎 (1982) 『山口県大島郡 ハワイ移民史』マツノ書店。
- 江木翼 (1910) 『植民論策』聚精堂。
- 外務省領事移住部 (1971) 『わが国の海外発展 移住百年の歩み (本篇)』外務省。
- 服部徹 (1891) 『南洋策一 南洋貿易及殖民』村岡源馬。
- 花園兼定 (1940) 『南進論の先駆者菅沼貞風』日本放送出版協会。
- 本庄栄次郎 (1942) 『先覚者の南方経営』日本放送出版協会。
- 堀雅昭 (2007) 『ハワイに渡った海賊たち一周防大島の移民史』弦書房。
- ハワイ日本人移民史刊行委員会 (1964) 『ハワイ日本人移民史』布哇日系人連合協会。

- 入江寅次（1942）『邦人海外発展史』井田書店。
- 入江寅次（1943）『明治南進史稿』井田書店。
- 井上清（1913）『南洋と日本』大正社。
- 井上雅二（1930）『移住と開拓』日本植民通信社。
- 井上雅二（1931）『海外移住問題の実際』日本植民通信社
- 井上雅二（1934）『移住制限問題に直面して』実業之日本社。
- 今野敏彦・藤崎康夫（1986）移民史Ⅰ 南米編』新泉社。
- 今野敏彦・藤崎康夫（1985）移民史Ⅱ アジア、オセアニア編』新泉社。
- 稲田周之助（1912）『植民政策』有斐閣。
- 海外移住事業団（1973）『海外移住事業団十年史』海外移住事業団。
- 角山幸洋（1986）『榎本武揚とメキシコ植民移住』同文館。
- 加茂儀一（1960）『榎本武揚』中央公論社。
- 黒田謙一（1942）『日本植民思想史』弘文堂。
- 加田哲二（1939）『現代の植民政策』慶應書房。
- 加田哲二（1940）『植民政策』ダイヤモンド社。
- 松岡正男（1926）『植民及移民の見方』日本評論社。
- 森本（樽井）藤吉（1975）『復刻大東合邦論』若月書店。
- 明治文化会（1961）『幕末明治新聞全集 第四巻』世界文庫。
- 野間海造（1944）『人口問題と南進論』慶應出版社。
- マーク・ピーティアー（1996）『植民地—帝国50年の興亡』読売新聞社。
- 永田稠（1928）『日本植民読本』宝文館。
- 永田稠（1933）『農村人口問題と移植民』日本評論社。
- 日本人メキシコ移民史編集委員会（1971）『日本人メキシコ移民史』日本人メキシコ移民史編集委員会。
- 菅沼貞風（1940）『大日本商業史』、岩波書店。
- 菅沼貞風（1940）『新日本の凶南の夢』岩波書店。
- 鈴木経勲（1980）『南洋探検実記』平凡社。
- 鈴木経勲（江崎悌三校訂）（1944）『南洋風物誌』日本講演協会。
- 志賀重昂（1927）『志賀重昂全集 第3巻』志賀重昂全集刊行会。
- 志賀重昂（1995）『日本風景論』岩波書店。

- 竹内好（1963）『アジア主義』筑摩書房。
- 恒屋盛服（1891）『海外植民論』博聞社。
- 東郷實（1925）『植民政策と民族心理』岩波書店。
- 竹越興三郎（1940）『明治文化叢書 南国記』日本評論社。
- 田口卯吉（1928）『田口卯吉全集 第4巻』田口卯吉全集刊行会。
- 田口卯吉（1929）『日本経済論』改造社。
- 田口卯吉（1929）『日本開化小史』改造社。
- 田口卯吉、井上彦三郎・鈴木経動（1892）『南嶋巡航記』経済新聞社。
- 田口親（2000）『田口卯吉』吉川弘文館。
- 高山純（1995）『南海の大冒険家 鈴木経勲 其の虚像と実像』三一書房。
- 上野久（1994）『メキシコ榎本殖民』中央公論社。
- 牛島秀彦（1989）『行こかメリケン、戻ろかジャパナーハワイ移民の100年』講談社。
- 若山儀一（1935）『若山儀一全集 上巻』東洋経済新報社。
- 若山儀一（1935）『若山儀一全集 下巻』東洋経済新報社。
- 若槻泰雄・鈴木讓二（1975）『海外移住政策史論』福村出版。
- 矢野暢（1975）『南洋の系譜』中央公論社。
- 矢野暢（1979）『日本の南洋史観』中央公論社。
- 吉田忠雄（1990）『排日移民法の軌跡』経済往来社。
- 矢口祐人（2002）『ハワイの歴史と文化』中央公論社。
- 山下草園（1943）『日本布哇交流史』大東出版社。
- 山中速人（1993）『ハワイ』岩波書店。
- 矢内原忠雄（1927）『植民地政策の新基調』弘文堂書房。
- 矢内原忠雄（1941）『植民及殖民政策』岩波書店。
- 吉田秀夫（1944）『日本人口論の史的研究』河出書房。
- 山内正瞭（1904）『世界殖民史』博文館。